

平成 30 年度第 1 回長野県自立支援協議会 次第

平成 30 年 6 月 11 日（月）
13：30～16：00
長野県庁議会棟第 2 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会議事項

（1）長野県自立支援協議会について

（2）専門部会等の活動計画等について

（3）地域生活支援拠点等の整備について

（4）その他

- ①グループホーム支援体制について
- ②パーキング・パーミット制度について
- ③第 2 次長野県特別支援教育推進計画について
- ④発達障がい者支援施策について
- ⑤医療的ケア児支援の体制について
- ⑥ヘルプマークの普及啓発について

5 閉 会

平成30年度 第1回 長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

氏名	役職等	備考
穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク事務局 局長	
小林 和夫	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 理事長	
中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
高橋 宣夫	佐久広域連合障害者相談支援センター 主査	代理出席
笹澤 裕	長和町町民福祉課 福祉係長	
林 敏彦	社会福祉法人この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	
北嶋 昭	上伊那圏域障がい者総合支援センター 専門幹	
松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	
加藤 春彦	木曽障がい者総合支援センター ともに 所長	
降幡 美保	塩尻市健康福祉事業部福祉課 課長	
北沢 一人	大町市民生部 福祉課 課長	
小山多恵子	長野市障害ふくしネット・ケアマネ連絡会 代表	
閑谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
飯島 千明	千曲市健康福祉部福祉課 障害支援係長	代理出席
岩下 美穂	飯綱町保健福祉課 主査	
町田 義文	中野市健康福祉部福祉課 課長	
小林 彰	社会福祉法人かりがね福祉会 理事長	
辰野 恒雄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援アドバイザー	
宮下 智	社会福祉法人明星会 明星学園 総園長	
福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 参与	
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター(シェイク・ウイング) 所長	
丸山 哲	社会福祉法人高水福祉会 常務理事	
井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員	
上野 隆一	社会福祉法人ちいさがた福祉会 ナーラ 管理責任者	
福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま 施設長	
駒村 和文	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長	
宮澤 一江	労働雇用課 雇用対策係 主事	代理出席
堀内千恵子	地域福祉課 企画幹兼課長補佐兼地域支援係長	代理出席
渡邊 和幸	特別支援教育課 指導係長	代理出席
高橋 功	次世代サポート課 課長	
浅岡 龍光	障がい者支援課 課長	
小澤 利彦	保健・疾病対策課 課長補佐兼心の健康支援係長	事務局
掛川真由美	保健・疾病対策課 心の健康支援係 保健師	
清沢 浩志	次世代サポート課 課長補佐兼次世代支援係長	
手塚 靖彦	障がい者支援課 企画幹兼課長補佐兼管理係長	
大日方規子	障がい者支援課 課長補佐兼自立支援係長	
渡辺 公恵	障がい者支援課 自立支援係 主査	
吉澤 史浩	障がい者支援課 自立支援係 主任	
久保栄理子	障がい者支援課 社会生活係 主事	

資料 1

(1) 長野県自立支援協議会について

長野県自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 18 日 18 障第 391 号
改正 平成 19 年 7 月 6 日 19 障第 175 号
平成 23 年 3 月 22 日 22 障第 635 号
平成 26 年 4 月 1 日 26 障第 4 号
平成 27 年 4 月 24 日 27 障第 94 号
平成 28 年 5 月 19 日 28 障第 149 号
平成 29 年 5 月 1 日 29 障第 97 号

(設置)

第 1 条 長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 35 人以内で構成する。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長の代理者は会長が指名する。

(委員)

第 5 条 委員は次に掲げる者のうちから、健康福祉部長が選任した者とする。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) 行政機関関係者
- (4) その他協議会の目的のため必要な者

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(全体委員会)

第7条 協議会には全体委員会を置く。

- 2 全体委員会は、会長及び委員をもって構成する。
- 3 全体委員会は、会長が招集する。

(運営委員会)

第8条 協議会には、本会の業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、全体委員会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、本会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は運営委員長が招集する。

(専門部会)

第9条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために、専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、全体委員会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第10条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第11条 協議会には、本要綱第7条から第10条に規定するほか、本要綱第2条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は健康福祉部障がい者支援課に置く。なお、本会事務局業務の全部又は一部を団体等に委託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～

【提言等】

【役割】

1・地域の実態
把握・情報共有

2・地域相談支援
体制のバックアップ

3・全県的課題の
抽出

4・広域、専門的
相談の調整

5・人材育成

長野県自立支援協議会

＜協議会委員＞

障がい当事者、各圏域自立支援協議会代表者、
県各担当課、その他（有識者等）

運営委員会

- ・全体的課題整理、優先づけ
・企画、各種会議等との調整

事務局

障がい者相談支援 体制機能強化会議

＜参加者＞

- ・障がい者総合支援センター
(基幹センター)、市町村等
- ・地域支援力の全県的な底上げ
(基幹相談支援センター化等)

ワーキングチーム ※必要に応じ開催

（協議会委員会の ワーキンググループ）

フィードバック【社会資源開発（制度・事業等）】

各地域（圏域）自立支援協議会

各（圏域）障がい者
総合支援センター
連携

圏域の自立支援協議会から県自立支援協議会へ提出された課題の検討スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
圏域の自立支援協議会	部会		課題の把握									
	全体会						部会から提出された 課題の協議					
	事務局		県自立支援協議会への提出期限(11月30日)					➡				
県自立支援協議会	運営委員会								課題の整理、検討			
	全体会		第1回					第2回				第3回
	事務局											運営委員会案の提出

(新年度)

月	4	5	6
圏域の自立支援協議会	部会		
	全体会		
	事務局		
県自立支援協議会	運営委員会	具体化に向けた検討	
	全体会		第1回
	事務局	関係機関への要望、 要望のあった事務処理要領等の作成、 施策化に向けた関係機関との調整	

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：29. 6. 1～31. 5. 31]

(敬称略)

設置要綱 (第5条)	氏 名	役 職 等	備 考
第 1 号	穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク事務局 局長	当事者団体代表
	小林 和夫	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第 2 号	荻原美智子	NPO法人ピアほっとさく 中込共同作業センター センター長	佐久圏域代表
	笹澤 裕	長和町市民福祉課 福祉係長	上小圏域代表（行政）
	林 敏彦	社会福祉法人この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	諏訪圏域代表
	北嶋 昭	上伊那圏域障がい者総合支援センター 専門幹	上伊那圏域代表
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	飯伊圏域代表
	加藤 春彦	木曽障がい者総合支援センター ともに 所長	木曽圏域代表
	降幡 美保	塩尻市健康福祉事業部福祉課 課長	松本圏域代表（行政）
	北沢 一人	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表（行政）
	小山多恵子	長野市障害ふくしネット・ケアマネ連絡会 代表	長野圏域（長野市）代表
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	長野圏域（須高）代表
	水出 和夫	千曲市健康福祉部福祉課 課長	長野圏域（千曲・坂城）代表
	岩下 美穂	飯綱町保健福祉課 主査	長野（北部）圏域代表（行政）
	町田 義文	中野市健康福祉部福祉課 課長	北信圏域代表（行政）
第 4 号	小林 彰	社会福祉法人 かりがね福祉会 理事長	有識者
	辰野 恒雄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援アドバイザー	
	宮下 智	社会福祉法人明星会 明星学園 総園長	
	福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 参与	
	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター（シェイク・ウイング） 所長	専門分野
	丸山 哲	社会福祉法人高水福祉会 常務理事	
	井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員	
	上野 隆一	社会福祉法人ちいさがた福祉会 ナーラ 管理責任者	
	福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま 施設長	
第 3 号	駒村 和文	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長	行政機関関係者
	青木 隆	労働雇用課長	
	西垣 明子	保健・疾病対策課長	
	町田 直樹	地域福祉課長	
	永原 龍一	特別支援教育課長	
	高橋 功	次世代サポート課長	
	浅岡 龍光	障がい者支援課長	

平成30年度 長野県自立支援協議会 運営委員

敬称略

氏名	役職等
小林 彰	社会福祉法人 かりがね福祉会 理事長
福岡 寿	社会福祉法人 高水福祉会 参与
井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員
上野 隆一	社会福祉法人 ちいさがた福祉会 ナーラ 管理責任者
丸山 哲	社会福祉法人 高水福祉会 常務理事
福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所 ピア・ちくま 施設長
駒村 和文	社会福祉法人 長野市社会事業協会 ななせ仲まち園 事務局次長兼園長
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター（シェイク・ウイング） 所長

平成30年度 長野県自立支援協議会 部会長

敬称略

氏名	部会	役職等
丸山 哲	人材育成	社会福祉法人 高水福祉会 常務理事
井出 敦志	療育	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員
上野 隆一	就労支援	社会福祉法人 ちいさがた福祉会 ナーラ 管理責任者
福田 隆	精神障がい者 地域移行支援	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所 ピア・ちくま 施設長
駒村 和文	権利擁護	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長

長野県自立支援協議会 専門部会 委員名簿

人材育成部会（H30年4月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
丸山 哲	常務理事	(福)高水福祉会	
飯島 尚高	相談支援専門員	(特非)たんと 相談支援事業所TAKUMI	
土屋可奈子	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センターウイング	
中村 修	所長	一般社団法人ゆらゆら ゆらり相談支援センター	
藤原 香澄	課長	西駒郷駒ヶ根支援事業部さくら支援課	
松澤 陽子	所長	(特非)飯伊圏域障がい者総合支援センター	
上坂ひろみ	所長	(福)木曽社会事業協会 相談支援事業所りんくきそ	
笛木利恵子	所長	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
松澤 重夫	所長	(特非)北アルプスの風 共同作業所がんばりやさん	
関谷 真	所長	(特非)須高地域総合支援センター	
米山 勝也	理事	(特非)長野県相談支援専門員協会	
井出 英樹	所長	北信圏域障害者総合支援センターぱれっと	
橋詰 正	所長	上小圏域障害者総合支援センターウイング	
小林 彰	理事長	(福)かりがね福祉会	

就労支援部会（H30年4月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
上野 隆一	管理責任者	(福)ちいさがた福祉会 ナナーラ	
宮内 宏	管理者	(株)暖 障がい者多機能型事業所 おぶしょん	
宮崎由美子	主任就業支援ワーカー	ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター	
堀内久美子	主任就業支援ワーカー	佐久圏域障がい者就業・生活支援センター ほーぶ	
坂本 卓嗣	相談支援係長	佐久広域連合障害者相談支援センター	
向後 泰雄	主任就業支援ワーカー	上小圏域障害者就業・生活支援センター SHAKE	
秋山 浩樹	主任就業支援ワーカー	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらいふ	
橋都 松夫	定着支援ワーカー	上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター	
大原 優子	就業支援ワーカー	木曽圏域障害者就業・生活支援センター	
新保 文彦	発達障がいサポート・マネージャー	松本圏域障害者総合相談センター Wish	
平林真由美	費科じゃんぶ/ま・めぞんサービス管理責任者	(福)安曇野市社会福祉協議会	
丸山 朋子	就業支援ワーカー	大北圏域障害者就業・生活支援センター	
祢津 奈美	エリアマネージャー	(株) 総合キャリアトラスト	
武藏原 望	総合施設長	(福)ともいき会	
丸山 哲	常務理事	(福)高水福祉会	
岩松 勝	地方障害者雇用担当官	長野労働局職業安定部職業対策課	
米山 研史	主任職業カウンセラー	長野障害者職業センター	
傳田 浩章	教諭	長野県教育委員会特別支援教育課	

療育部会（H30年4月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
井出 敦志	相談支援専門員	(社医) 恵仁会さく発達相談支援センター	
矢島 克美	療育コーディネーター	(社医) 恵仁会さく発達相談支援センター	
松村 京子	療育コーディネーター	上小圏域障害者総合支援センター	
坂本由紀子	療育コーディネーター	(福) 信濃医療福祉センター信濃医療福祉センター	
塚平 真己	療育コーディネーター	上伊那圏域障がい者総合支援センター	
三石 住枝	療育コーディネーター	飯田市こども発達センターひまわり	
澤口 祐子	療育コーディネーター	木曽障がい者総合支援センターともに	
赤沼 美紀	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターあるぶ	
下里 真人	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターあるぶ	
池内 泰恵	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
中山 喜崇	療育コーディネーター	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	
吉田 絵美	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット	
熊谷 恵子	療育コーディネーター	(福) 森と木 長野市発達相談支援センターべーでいズ	
安川 健治	療育コーディネーター	(福) 長野市社会事業協会長野市発達相談支援センターにじいろキッズらいふ	
高橋 路子	療育コーディネーター	(福) 高水福祉会北信圏域障害者総合相談支援センター	
荻原 浩	発達障がいサポート・マネージャー	(特非) ウィズハートさく	
佐藤永寿子	発達障がいサポート・マネージャー	上小圏域障害者総合支援センターウイング	
茅野 進	発達障がいサポート・マネージャー	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス	
松田 佳大	発達障がいサポート・マネージャー	上伊那圏域障害者総合支援センターきらりあ	
三浦 章人	発達障がいサポート・マネージャー	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	
武居 竹生	発達障がいサポート・マネージャー	木曽障がい者総合支援センターともに	
新保 文彦	発達障がいサポート・マネージャー	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish	
安藤千栄子	発達障がいサポート・マネージャー	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット	
岸田 隆	発達障がいサポート・マネージャー	地域生活相談室べーでいズ	
坂爪 麗子	発達障がいサポート・マネージャー	北信圏域障害者総合相談支援センターぱれっと	
山越 直美	保健師	長野県立こども病院 療育支援部 地域連携係	
龜井 智泉	代表	長野こども療育推進サークルゆうテラス	
田中 祐多	主事	長野県精神保健福祉センター	
鶴田 恵市	指導主事	特別支援教育課指導係	

精神障がい者地域移行支援部会（H30年4月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
福田 隆	施設長	長野県精神保健福祉士協会／多機能型事業所 ピア・ちくま	
竹内 博人	理事長／院長	長野県精神科病院協会／上松病院	
中村美恵子	会長	せいしれん	
岡村美奈子	所長	社会福祉法人糸の会 糸の会相談室	
春日 聰	相談支援専門員／精神障がい者 地域生活移行コーディネーター	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
山田 仁子	理事／管理者	長野県介護支援専門員協会／（特非）リフト うらら介護相談室	
山本 悅夫	会長	ポプラの会	
町田 和世	課長補佐兼難病精神保健係長	長野市保健所 健康課	
大日方規子	課長補佐兼自立支援係長	障がい者支援課	
宮津 淳史	主事	地域福祉課 生活保護係	
松山久美子	課長補佐兼保健衛生係長	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課	
久保田澄枝	保健衛生係長	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課	
藤澤 里美	主任精神保健専門員	精神保健福祉センター	

権利擁護部会（H30年4月1日現在）

氏名	職名	所属	備考
駒村 和文	事務局次長兼園長	(福)長野市社会事業協会 ななせ仲まち園	
浅沼 俊一	生活支援員	(福)小諸学舎	
佐納あづさ	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センターウイング	
北原 由紀	相談支援専門員	(一社)ゆらゆら ゆらり相談支援センター	
村上久登美	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	
勝又小百合	主査 相談支援専門員	(福)りんどう信濃会 喬木悠生寮	
鈴村 謙司	総務企画課長（日暮支所長兼三岳支所長）	社会福祉法人木曽町社会福祉協議会	
三村 仁志	施設長	(福)中信社会福祉協会 さらの里	
太田 育巳	係長	大町保健福祉事務所福祉課福祉係	
山口 辰也	次長	(福)山ノ内町社会福祉協議会 事務局	
上原 長男	所長	(福)佐久市社会福祉協議会 さく成年後見支援センター	
山崎 茂文	事務次長、介護統括長兼介護業務係長	(福)軽井沢町社会福祉協議会 権利擁護センターかるいざわ	
友野 民望	所長	(福)上田市社会福祉協議会 上小圏域成年後見支援センター	
桜井 幸雄	センター長	(福)諏訪市社会福祉協議会 諏訪市成年後見支援センター	
矢澤 秀樹	所長	(福)伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター	
生嶋 哲夫	地域福祉課長兼センター長	(福)飯田市社会福祉協議会 いいだ成年後見支援センター	
鳥羽 弘幸	係長	(福)松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし	
中神 香織	所長	(福)塩尻市社会福祉協議会 成年後見支援センター	
八木 方子	主任	(福)大町市社会福祉協議会 北アルプス成年後見支援センター	
齋藤 伶耶	主事	(福)長野市社会福祉協議会 長野市成年後見支援センター	
水澤 真	主任	(福)千曲市社会福祉協議会	
小湊 敬子	所長	(特非)北信ふくしまねっと 北信圏域権利擁護センター	
高野 浩司	企画員	(福)長野県社会福祉協議会 相談事業部生活支援グループ	
佐藤 麻衣	推進員	県地域福祉課地域支援係	

障がい者相談支援体制機能強化会議（H30年第1回出席者）

氏名	職名	所属	備考
木次 洋文	所長	佐久広域連合障害者相談支援センター	
坂本 卓嗣	機能強化コーディネーター	佐久広域連合障害者相談支援センター	
羽田 徹也	係長	立科町町民課	
宮島 桂	課長補佐兼福祉第二係長	佐久保健福祉事務所福祉課	
土屋可奈子	相談支援専門員	上小圏域障害者総合支援センター（シェイク・ウイング）	
荒井 秀夫	係長	東御市福祉課	
関 雅雄	福祉係長	上田保健福祉事務所福祉課	
鈴木美和子	所長	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス	
茅野 光徳	係長	諏訪市社会福祉課	
田中 君彦	所長	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	
春日 聰	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	
志賀裕美子	相談支援専門員	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	
松井みすゞ	係長	駒ヶ根市福祉課	
伊藤かおり	障害福祉係長	伊那市社会福祉課	
宮城 清幸	課長補佐兼福祉第一係長	伊那保健福祉事務所	
松澤 陽子	所長	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	
飯島 初美	係長	飯田市健康福祉部福祉課	
壬生 浩	専門幹兼福祉第二係長	飯田保健福祉事務所福祉課	
加藤 春彦	所長	木曽障がい者総合支援センターともに	
中畠 尚子	地域生活支援拠点コーディネーター	木曽障がい者総合支援センターともに	
吉田 英司	課長	王滝村福祉健康課	
西村 久美	課長補佐	王滝村福祉健康課	
山崎 俊夫	福祉係長	木曽保健福祉事務所福祉課	
海老原晴香	所長／機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合支援センターあるぶ	
笛木利恵子	所長／機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合支援センターWish	
東條 知子	所長／機能強化コーディネーター	松本圏域障害者総合支援センターボイス	
児玉 順子	課長補佐	松本市障害福祉課	
小倉 正浩	福祉係長	松本保健福祉事務所福祉課	
松井 幸夫	所長	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット	
吉田 絵美	療育コーディネーター	大北圏域障害者総合支援センタースクラム・ネット	
飯沢 廉子	係長	大町市福祉課	
板倉 重彦	専門員	長野市障害者相談支援センター希来里	
中村美恵子	所長	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター	
関谷 真	所長／相談員	須高地域総合支援センター	
北尾 優子	相談支援専門員	特定非営利活動法人SUN	
藤田 啓一	課長補佐	長野市保健福祉部障害福祉課	
立原 博之	係長	長野市保健福祉部障害福祉課	
杉山 健一	係長	須坂市健康福祉部福祉課	
飯島 千明	係長	千曲市福祉課	
岩下 美穂	社会福祉士	飯綱町保健福祉課	
鳥羽 亮一	課長補佐兼福祉第二係長	長野保健福祉事務所福祉課	
小林奈都子	主査	長野保健福祉事務所福祉課	
井出 秀樹	所長	北信圏域障害者総合相談支援センターばれっと	
市村 紗子	副所長	北信圏域障害者総合相談支援センターばれっと	
田中 千尋	係長	中野市福祉課	
小坂 利雄	課長補佐兼福祉係長	北信保健福祉事務所福祉課	

(2) 専門部会等の活動計画等について

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者地域移行支援部会

権利擁護部会

平成30度 長野県自立支援協議会 人材育成部会計画

[1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るため、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

[2] 本年度の狙い

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度実施した「モニタリング実態調査」「圏域・地域の人材育成体制に関するアンケート」から見える課題を基に、3つの柱を中心活動していく。また人材ビジョンの見直しを必要に応じて行っていく。

- ①研修体制の強化
- ②計画相談の質の向上（サービス等利用計画・モニタリングの充実）
- ③圏域の人材育成の後方支援（圏域の課題等を受け止める仕組み）
- ④地域ごとに研修実施ができる体制作り

[3] 開催日程、内容等

	日程	テーマ
第1回	4/19（木）	<ul style="list-style-type: none">・今年度の部会の取り組みについて・相談支援専門員協会研修について
第2回	5/31（木）	<ul style="list-style-type: none">・相談支援従事者、サビ管、児発管の研修の在り方について⇒県全体の方針・実態調査の分析
第3回	7/18（水）	<ul style="list-style-type: none">・実態調査の分析から課題抽出（圏域とキャッチボール）
第4回	8/24（金）	<ul style="list-style-type: none">・課題に対する検討・圏域からの調査の考察と課題を検討
第5回	10/15（月）	<ul style="list-style-type: none">・人材育成体制作り・相談支援の質の向上⇒検討
第6回	11/22（木）	<ul style="list-style-type: none">・人材育成体制作り・相談支援の質の向上⇒成果物・人材育成ビジョンの見直し
第7回	12/18（火）	<ul style="list-style-type: none">・研修の在り方について（圏域ごとの体制作り）
第8回	2/1（金）	<ul style="list-style-type: none">・圏域で人材育成を構築するための仕組みづくりについて・ビジョンの見直し（第2期行動指針に向けて）
第9回	3/4（月）	<ul style="list-style-type: none">・まとめ・次年度に向けて

平成30年度 長野県自立支援協議会療育部会計画

[1] 目的

障がいのある子どもとその家族を地域で支えていくために、療育に係る保健・福祉・医療・教育機関等との連携の在り方、及び療育支援の在り方等について協議をするなかで、長野県としての療育支援体制の取り組みを強化し、障がい児者の福祉の向上を図ることを目的とする。

[2] 本年度の狙い

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者への支援体制の整備が進められる中で、各障がいの専門性に特化した協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動しながら、各地域の療育体制における課題の共有・検討を行う。
- 2 協議会と一体的に実施してきた療育コーディネーターの研修・情報交換の回と協議会としての議論の回を分けて開催し、地域の障がい児支援のパイプ役となる療育コーディネーター機能の強化を図る。
- 3 昨年度に引き続き療育部会運営委員会を設け、活動づくりを行っていく。
- 4 重心・医ケアWGの今後の位置づけについての検討を行う。

[3] 部会参加者

各圏域で、療育コーディネーターと連携している発達障がいサポート・マネージャーや、サブコーディネーター的な動きをしているスタッフ（療法士、心理、障がい児相談）、また、教育、保健福祉事務所等の関係機関等の参加を図る。

[4] 開催日程、内容等

	日程	テーマ	重心・医ケアWG
第1回	5/11（金）	・本年度の部会について ・療育支援事業について	第1回 5/11（金） ○各圏域の取り組みについて
第2回	7/11（水） (※)	・医療的ケア児支援と発達障がい支援の情報共有 ・各圏域の療育支援体制や課題について	第2回 10/18（木）
第3回	9/28（金） (※)	情報交換・事例検討 ・療育コーディネーターの機能（役割）について ・二次障害等を予防するための児童期からの支援と連携	第3回 未定
第4回	12/14（金） (※)	・1年間のまとめ（活動報告）	

（※）は療育コーディネーターの機能強化のための情報交換会とする。

【部会の目的】

- 〈 1 〉 長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進（短期トレーニング事業の更なる推進）
- 〈 2 〉 就労移行支援事業所、就労継続 A 型、B 型事業所等における有機的連携強化支援
- 〈 3 〉 就労支援・生活支援の支援力向上研修
- 〈 4 〉 OJT 推進員派遣事業の検証
- 〈 5 〉 県及び圏域部会活動の活性化

【今年度のねらい】

① 研修事業

短期トレーニング促進事業（500 人）、OJT 推進員派遣事業（40 件）を目指すべく、OJT 推進員の質の向上及び人材の確保、並びに就労移行支援事業所の連携強化、生活支援ワーカーの支援力向上、更には経験の浅い支援者の支援技術向上を目的とした研修会を実施する。

（キーワード：連携・定着・技術向上） * 定着には就職者、支援者含む

② 後方支援事業

障がい者の就労支援における県内地域差を解消し更なる圏域部会活動の活性化と標準化を目的とした後方支援を行うとともに、県就労支援部会と圏域就労支援部会の連携強化を図る。

③ OJT 推進員派遣事業の検証

上期において、現 OJT 推進員派遣事業の利点・欠点を整理し、より有効な活用方法、支援制度の可能性について検討を行う。

④ 就労定着支援事業所に関する検討

下期、平成 30 年 4 月施行の改正障害者総合支援法内で新規に創設された就労定着支援事業について、長野県内における実施状況の把握に努めるとともに、実態を注視し、資源の活用について検討していく。

【平成 29 年度就労支援関係事業の実績】

○短期トレーニング促進事業 のべ 528 件（前年度 498 件）

○OJT 推進員派遣事業 8 件（前年度 31 件）

【日程及び内容】

平成 30 年度 年度計画概要

月	運営会議	開催予定	就労支援部会
4 月	・ 今年度部会の事業計画、開催日程の調整、研修について	5/24	事業計画、H30 部会構成、OJT 論点整理
		6/21	OJT 事業検討①
		7/23	圏域関係部会との合同会議、OJT 検討②
8～9 月	・ 事業進捗状況共有、修正	8/24	OJT 検討③
		10/22	研修準備会議
12～1 月	・ 事業評価	12/6	研修会
		3/7	圏域就労関係部会との合同会議

* 部会の運営会議（部会長、副部会長、事務局 4 月、8～9 月、12～1 月）

平成 30 年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会計画

[1] 部会の目的

障がい者虐待防止及び障がい者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

[2] 本年度のねらい

- (1) 成年後見制度利用促進計画等について、成年後見支援センターとの連携会議を開催し情報共有を図る。
- (2) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[3] 日程及び内容

第1回 平成 30 年 5 月 22 日 (火) 場所： ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

本年度の部会委員及び事務局の紹介

各圏域権利擁護部会の平成 29 年度活動状況報告

本年度の権利擁護部会計画、第 1 回本会への報告内容の検討、確認

平成 29 年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の報告、平成 30 年度研修について

第2回 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 場所： ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

各圏域権利擁護部会計画と各圏域からの課題

差別解消の取り組みについて

平成 30 年度 障がい者虐待防止研修企画・運営等 (部会としてタイアップ)

第3回 平成 30 年 10 月 12 日 (金) 場所： ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

成年後見支援センターとの連絡会議

第 2 回本会への報告内容の検討、確認

厚労省実施 虐待防止・権利擁護指導者養成研修報告

第4回 平成 31 年 1 月 17 日 (水) 場所： ハーモニー桃の郷 会議室 13:30~16:00

障がい者虐待対応の課題整理、検証

平成 30 年度 障がい者虐待防止研修報告

平成 30 年度のまとめ

平成 30 年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会計画

【部会の目的】

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

☆長野県障がい者プラン 2018（第 5 期障害福祉計画）の達成目標（達成年度：2020 年度）

- (1) 入院後、3か月時点の退院率を 69% 以上にする
- (2) 入院後、6か月時点の退院率を 84% 以上にする
- (3) 入院後、1年時点の退院率を 91% 以上にする
- (4) 入院期間が 1 年以上である長期入院患者数を 2,100 人にする

【本年度のねらい】

昨年度に引き続き、各圏域に配置されている精神障がい者地域生活支援コーディネーター等を中心とした地域移行・地域定着支援が円滑に実施できるよう、圏域の課題を把握し、情報交換等を通して地域移行体制の強化に取り組む。

＜地域移行支援部会＞

- 1 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会が有効に機能できる体制とする。
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、課題整理等について協議を行う。

＜精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議＞

- 1 担当者が替わった圏域もあり、会議において他圏域の状況等の情報を得たり、事例の取組等を学ぶことで、資質の向上を図る。
- 2 高齢精神障がい者の地域移行、ピアサポートの活用等の課題について検討を深める。

【日程及び内容】

＜地域移行支援部会＞ 年 2 回程度

第 1 回 平成 30 年 5 月 30 日（火）

内容：精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
今年度の活動方針の決定等

第 2 回 平成 31 年 2 ～ 3 月

内容：課題の整理、事業評価等

＜精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議＞ 年 3 回程度（予定）

第 1 回 平成 30 年 5 月 15 日（火）

内容：各圏域の平成 30 年度の取組について、情報交換、課題の検討

第 2 回 平成 30 年 10 月頃

内容：事例検討、課題の検討等

第 3 回 平成 31 年 2 月頃

内容：1 年間のまとめおよび次年度に向けて

(3) 地域生活支援拠点等の整備について

平成 30 年度障がい者相談支援体制機能強化会議実施要領

1 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制 等）ごとに必要な者を参考し、その協議及び情報交換等を行う。

本年度は、地域生活支援拠点等の運用体制の強化を目的に、「地域の拠点等機能を担う機関がどのように連携して支援を行ったか」という視点での事例を積み上げ、対応を学ぶ。

2 実施主体

長野県自立支援協議会とし、長野県自立支援協議会内に本会議を設置する。

3 参集範囲

- (1) 各地域において、相談支援体制整備及び各機能における実務者及びその中核を担う者
(障がい者総合支援センター、地域自立支援協議会事務局、市町村、福祉事務所 等)
- (2) その他相談支援体制強化のための各種テーマを協議するにあたり必要な者

4 座長

座長は長野県自立支援協議会運営委員から選出する。座長の代理者は座長が指名する。

5 実施回数および開催場所

年 5 回程度実施。

6 実施計画

第 1 回 5 月 15 日（火） 長野県庁

- ・今年度の地域生活支援拠点等の取組に関するテーマについて
- ・地域の人材育成体制づくりについて
- ・平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定に係わる内容

第 2 回 7 月 17 日（火） 上田合同庁舎

第 3 回 9 月 11 日（火） 未定

第 4 回 11 月 5 日（月） 長野県総合教育センター（自立支援協議会フォーラムと合同開催）

第 5 回 2 月 12 日（火） 未定

※各回で各圏域から事例を発表し、全県で事例を積み上げる。

地域生活支援拠点の整備について

障がい者支援課

1 地域生活支援拠点の整備計画等について

(1) 第5期障害福祉計画（2017～2020年度）における成果目標

第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標通り体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。

(2) 地域生活支援拠点に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

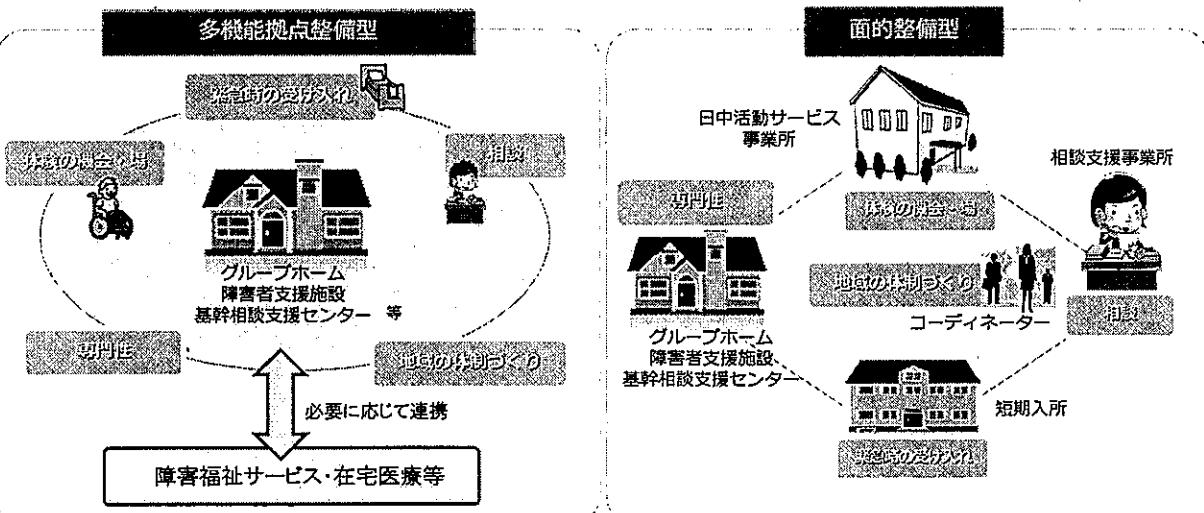
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。
※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

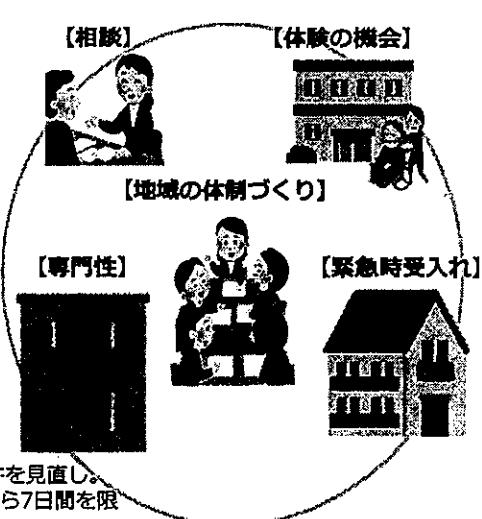
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算）等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

地域生活支援拠点等



1

サービス担当者会議実施加算と地域体制強化共同支援加算について

- 上記の2つの加算については、評価の対象などが異なるものである。

	サービス担当者会議実施加算	地域体制強化共同支援加算
実施中心事業者	特定相談支援事業者	特定相談支援事業者
対象者	計画相談支援利用者	計画相談支援利用者
加算単位 (算定期数)	100単位 (利用者1人につき、1月に1回を限度)	2,000単位 (1月に1回を限度)
地域生活支援拠点等の機能の必要性	不要	必要
評価対象	モニタリング時において、必要に応じて行われるサービス担当者会議の実施手続きや調整に係る負担を評価。 ※対象利用者が支援困難事例である必要はない。 ※基本報酬で対象としていない部分を評価。	当該事業所における支援困難事例を中心に、支援関係者が会議により情報共有及び支援内容を検討し、共同した対応を実施すると共に、地域課題を整理し協議会等に報告することを評価。 ※（基本的に）支援困難事例を対象。 ※拠点等の機能面を評価。
加算の目的・効果	モニタリング時にもサービス担当者会議を実施し、詳細な情報共有並びに各支援の評価および検討、調整を行うことで、ケアマネジメントの効果を高める。	支援困難事例への対応強化と事例の蓄積による拠点等の機能強化を通じて、地域の課題解決能力（地域アセスメント）の向上を図る。
評価対象期間	利用者に付随する期間	月1回（利用者には付隨しない）
会議参加者 イメージ		
	※ 利用者を取り巻く関係者	※ 利用者を取り巻く関係者+地域生活支援拠点等支援者

2 県内の現在の整備状況について（平成30年5月現在※第1回機能機能強化会議内容より）

圏域名	整備体制	現況（主な内容）	主な課題等
佐久 H30.3 整備済	面的整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時輪番制による受入体制 緊急時の体験的利用想定者数の把握 緊急対応の対象者の台帳整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児への支援 体験の場の確保、専門的人材の育成 基幹相談支援センターの機能と役割 拠点等機能の活用の報酬へのつなげ方。
上小 H29.4 整備済		<ul style="list-style-type: none"> 定着支援対象者リストを市町村ごと管理 緊急受入拠点・市町村・基幹相談センター・輪番拠点施設で台帳管理 輪番制による緊急時の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制、第5期障害福祉計画推進②医療的ケア児、③緊急ショートステイ等の3つを柱に報酬改定等に伴なう現状課題の整理と方向性の確認を行う。
諏訪 H30.4 整備済		<ul style="list-style-type: none"> H.30.4から2施設で緊急時の受け入れ開始とコーディネーターの配置 対象者の台帳の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 定着支援事業所と相談員の不足。 拠点等を運用を通して出た課題の整理（緊急時の移動の自己負担等） 基幹を始め、各支援機関の役割の整理
上伊那 H30.3 整備済		<ul style="list-style-type: none"> 協議会を活用し、3つの項目別プロジェクトでの検討 台帳整備、コーディネーター機能の整理 緊急時の受入について施設と調整 	<ul style="list-style-type: none"> 現状ある支援と資源の活用について整理 体験の場の確保に向けた事業所調整 予防的支援についての検討
飯伊 H30.4 整備済		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を通じ指定一般相談支援事業所設置の働きかけを実施 地域生活支援拠点の窓口となるコーディネーター設置。 緊急対応対象者の台帳整備 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模自治体、法人との方向性の統一 拠点等コーディネーターと相談支援専門員の役割分担。 体験の場として利用可能な資源の把握
木曾 H30.4 整備済		<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター配置（0.5人） 地域事業者と具体的体制についての打合せ 緊急時対応の台帳整備や受入マニュアル作り 顔の見える関係を活かした予防的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターが担う役割の整理 協議会の活用方法 人材育成のための研修やサビ管連絡会
松本 H32.4 整備予定		<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター設置に向けた業務・人員配置、予算等の検討 緊急時対策、体験・機会の場対策チームがそれぞれ課題を整理 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応に係る受入先、連携体制、予算の確保 障がい特性（強度行動障害、医ケア児等）に応じた対応ができる人材育成
大北 H30.3 整備済		<ul style="list-style-type: none"> H30年度基幹相談支援センター設置 地域の体制づくりについて自立支援協議会検討WG等で検討 緊急対応対象者をリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 体験利用や短期入所受け入れに向けた介護保険事業所の掘り起し 医療や児童分野との相談体制の連携
長野市 H29.3 整備済		<ul style="list-style-type: none"> 市内8か所に相談支援センター設置 市と協議会で整備に係る課題を検討 緊急対応についての傾向把握 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点整備に関する現状と課題のを関係者で共有できるようフロー図等で可視化 緊急時事例を基に支援のフロー図作成
千曲坂城 H31整備予定		<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター設置（H29.10～） 緊急対応対象者の台帳整備（ニーズ調査を事業所向けに実施済） 協議会に事業所連絡会を設け課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹機能の強化と、協議会を活用した地域の関係機関との連携 一般相談支援事業所、体験利用ができる事業所の不足
須高 H30.9 整備予定	多機能拠点+面的整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域定着支援対象者調査を実施済 緊急度の振り分け作業を実施中 短期入所事業所との面談・聞き取りを実施中 	<ul style="list-style-type: none"> 指定一般相談支援事業所の確保 緊急時対応（SS）の確保（費用、体制） 高度な専門性（強度行動障害、要医ケア児者等）を有する人材の不足
北部		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会や町の関係者会議を通じて連携を取り孤立しない体制が確立されている。（一部長野市の協力あり） 緊急対応対象者のリスト作成済（随時更新） 	<ul style="list-style-type: none"> 体験の場や緊急時受入の場、人材の確保 一般相談支援事業所の不足 市町村相談支援事業の委託部分と地域定着支援事業の整理
北信 H29.4 整備済	多機能拠点+面的整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域安心コーディネーター（2名）が行政や計画相談員と連携し緊急対応や体制づくりを実施 緊急対応ガイドラインを見直し作成中 地域の資源（ワーム・インワーム）との協力体制に向け協議会各部会を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応した体験の場が不足（特に強度行動障害、重心、医ケア対応） 要医ケア者、精神障がい者に対するスキルを持つ短期入所施設及び人材の不足 計画相談員にも拠点等整備の理念を共有しプランや支援に反映される働きかけ

※全国の整備状況 46自治体・保健福祉圏域 (H29.4.1時点)【全国の自治体数：1,741、圏域数 141】

(3) その他について

GHをめぐる現状



障がいの多様化等により、世話人の負担増

世話人を募集しても集まらない

本人も世話人も高齢化

多忙で研修に行けない、研修が難しく支援に生かせない

法人ごとGH空き状況を管理しており、入居ニーズの公平性に欠けている

本人のニーズを満たせない環境

GHをめぐる今後の望ましいあり方

世話人に負担をかけない法人を超えた体制づくり（支援員・サビ管によるバックアップ）

現入居者のサテライト型GHの活用・アパートへの移行検討



地域との密接な関わり

世話人の取り組み易いテーマの研修実施

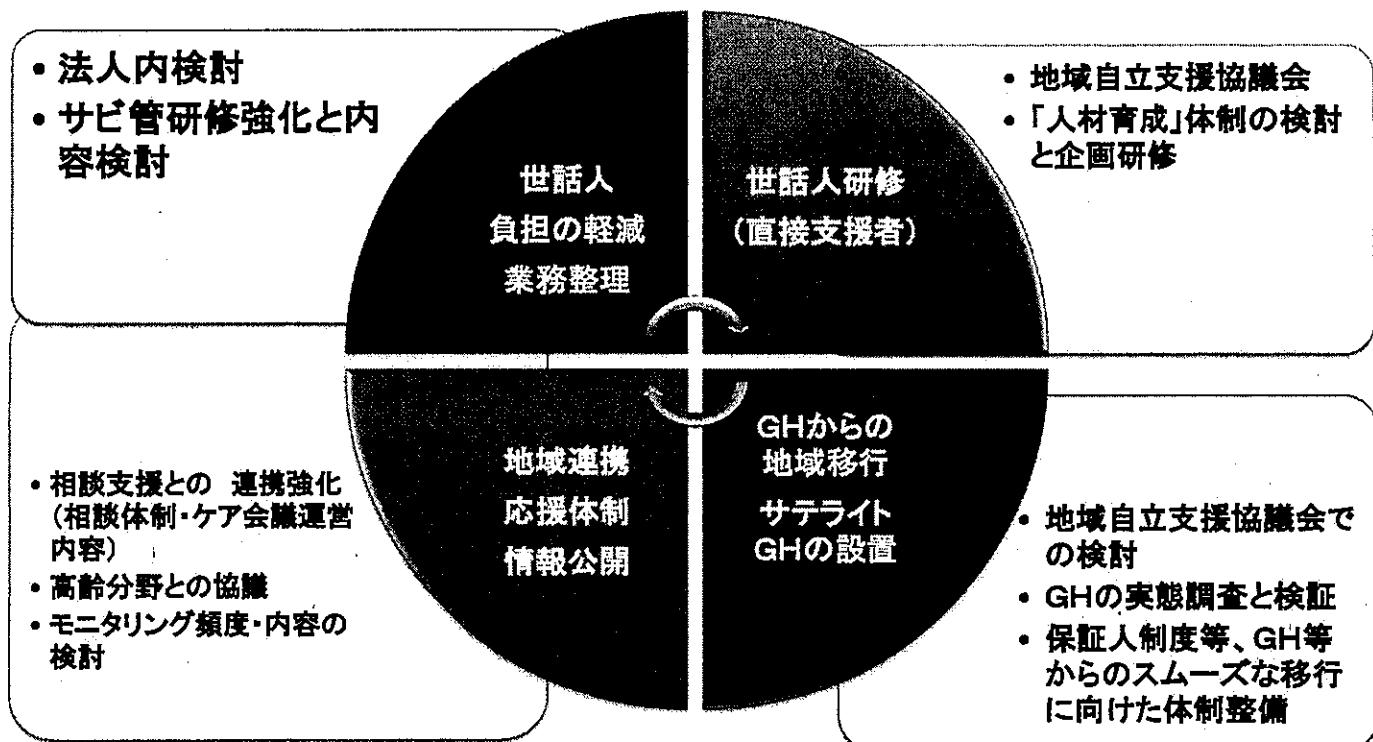
世話人の役割を明確化

体験によるGH利用のルールを統一等し、圏域全体でGH空き情報を共有

環境に変化をもたらすポイント

- 定期的な相談支援(モニタリング)に合わせたケア会議の実施及び各個別支援計画の修正
- 複数法人による福祉サービス(相談支援)の利用
- 必要に応じモニタリング頻度を変更
- 世話人のバックアップ体制等、各テーマにおいて地域自立支援協議会を活用

グループホーム支援体制整備(案)



H28第2回GH担当者連絡会での意見交換要旨

①世話人への支援体制について

- ・世話人同士の身近な集まりは有効。
- ・バックアップ担当者が世話人連絡会や研修会等で世話人への助言等できれば、法人を超えた支援が可能と思われる。
- ・緊急時の対応について事前に共有できれば、本人だけでなく世話人の安心感にも繋がる。

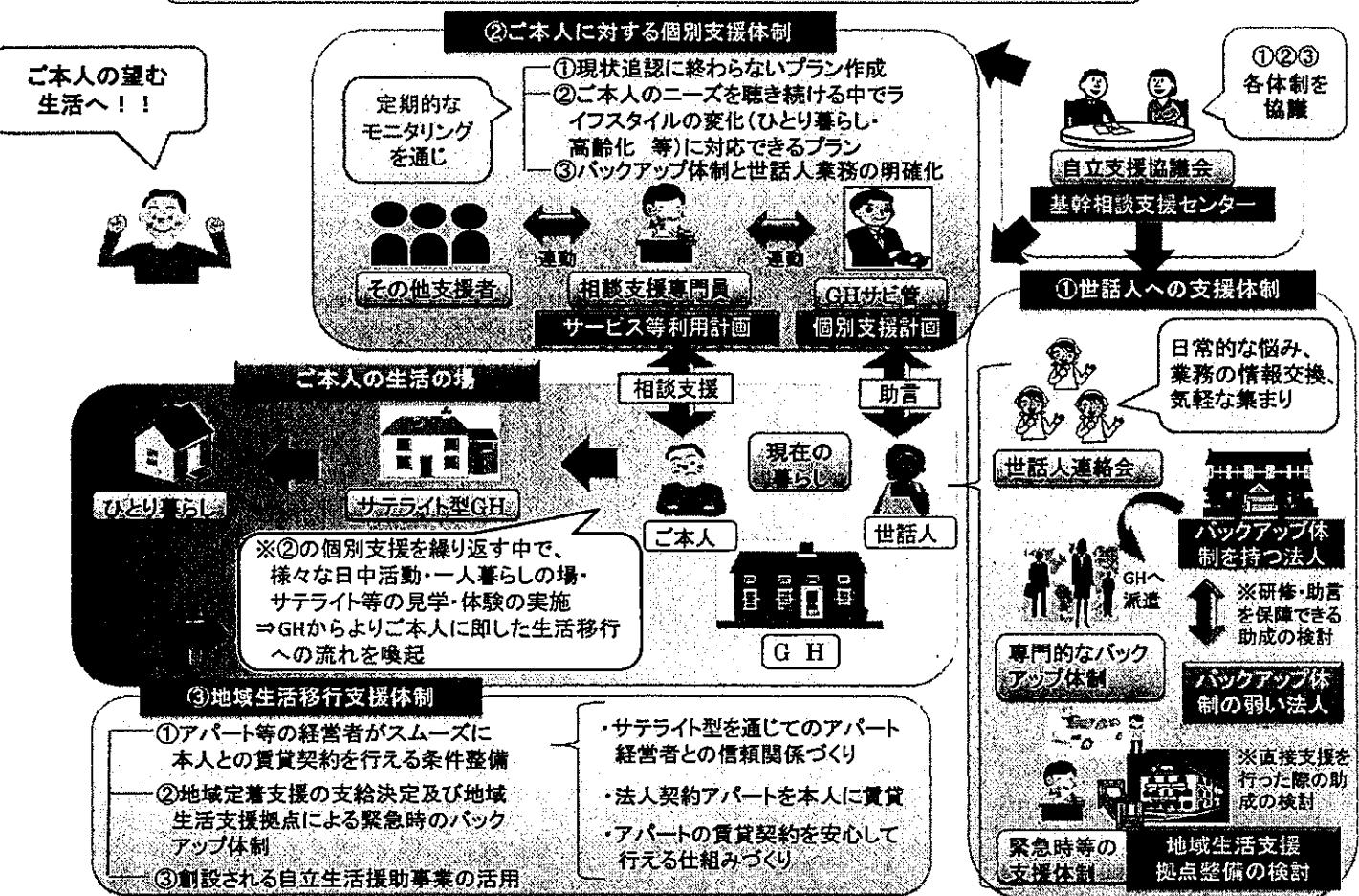
②ご本人に対する個別支援体制について

- ・ご本人がGHから先のステージ(地域での一人暮らし)についてイメージできていない印象。GH利用で終わらない様々な選択肢を支援者からご本人や家族に伝えていく等、ご本人や支援者全体の意識を変えていく取り組みも必要。
- ・モニタリングを増やすことで本人の思いを聴き続けることが大切。モニタリング期間を設定する市町村の理解が必要。

③地域移行支援体制について

- ・サテライト型GHが増えたり、民間アパート等が借りやすい環境が用意できれば、本人の選択肢が増え、②の個別支援にも繋がる。
- ・現在地域にGHを利用したい方が多くいるが、GHの定員は一杯な状況。今後多くのGHを作りよりも、GHから一人暮らししたい方を支援して、空いたところを活用した方がご本人にとっても良い形となる。

H28GH担当者連絡会を踏まえたGHをめぐる今後の体制整備の方向性(案)



平成29年度GH連絡会での課題の整理

課題

①世話人への支援体制

- ・世話人への業務・役割の整理・明確化
- ・世話人が業務上の悩みを相談できる場

②ご本人への個別支援体制について

- ・モニタリングの充実

③GHからの地域生活移行

- ・自立生活援助、日中サービス支援型GHの創設
- ・「長野県あんしん創造ねっと(入居保障・生活支援事業)」(社会福祉協議会)の活用
- ・地域生活支援拠点等の活用

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

施設

GH

病院

等

一人暮らしを希望する障害者が移行

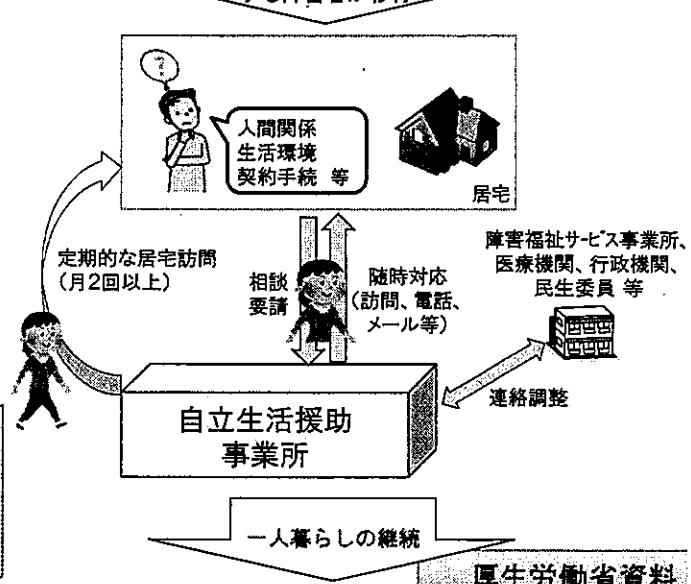
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・体調に変化はないか、通院しているか
 - ・地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定

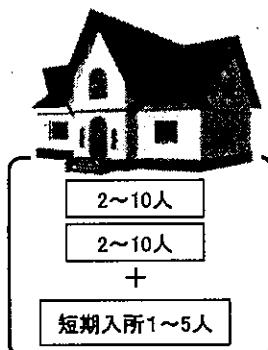


厚生労働省資料

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないよう仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。
- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分 6	1,098単位
:	:
※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位／日）	



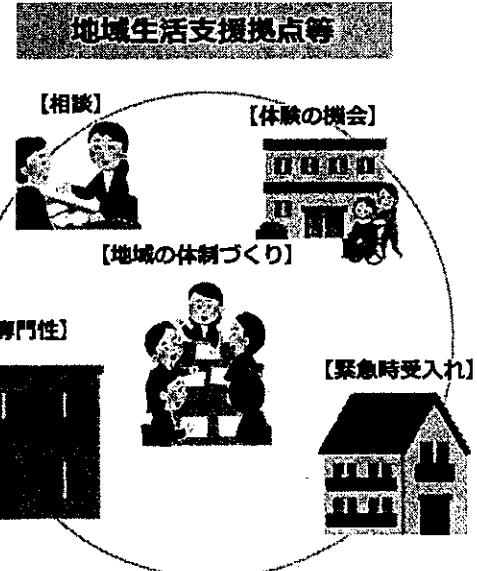
- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必要とする。

厚生労働省資料

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)



【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回を限度）等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位／日 → 180単位／日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引き上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位／日 → 500単位／日（初日から5日目まで）
+50単位／日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位／日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位／月（月1回限度）

厚生労働省資料

モニタリング実施標準期間の見直し時期

- 平成30年度報酬改定において新たに示すモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下の通り。

対象者	見直し後	
	旧基準 30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ
集中的支援が必要な者	1月間	1月間
【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間
在宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間
生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、 療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

あんしん創造ねっと

あんしん創造ねっとの 新しい支援事業をご活用ください。

生活に困っている方、賃貸住宅の保証人で困っている方の支援をするため、次のようなサービスを始めました。まずはお近くの「まいさば」にお気軽にご相談ください。

アパートの入居や
更新で困っている方は

入居保証事業

賃貸住宅の入居に関する利用保証契約及び債務保証契約により、住居確保と生活を支援します。将来的には本事業を利用することなく自立した生活ができるようになりますことを目指します。

案例紹介

勤務先の社長が保証人を失ったのでアパートに入居できず、就職を断念し、退職をすることに併せて退歩を止められました。新規な保証人を立てることができず困っていましたが、この事業の利用により、引き続き入居できるようになりました。

案例紹介

疲労により就労状況が困難を極め、自宅を手放し借居確保給付金の支給があることを理解してアパートに入居することができました。しかし、保証人が確保できず、借居確保給付金の終了とともに退歩を迫られましたが、すみやかにこの事業の利用につながり、引き続きアパートに入居しながら新たな就労事務がつながっています。

子どものミルクや
おやつに困った時は



ミルク等支援事業

乳幼児がいる世帯に対して必要な場合に緊急で乳児用のミルクをお届けします。また、本事業はお子さんと一緒に相談いただき、必要な場合に子どものわがつなどの食糧支援を行います。

お仕事を探すのに
不安のある方は

身元保証事業

利用者の自立生活に向かた就労意欲を支援するため、その方の就労時に必要な身元保証を補うための損害補償及び就労期間中の見守りを行います。

案例紹介

就労の面倒で就職が決まりましたが、単身で身元保証人が確保できませんでした。この事業の利用により、就職先の理解を得られ、新しい職場での就労をスタートすることができました。

あんしん創造ねっとは、あらゆる生活課題を受け止める総合相談・生活支援の充実を目指す県内社協による公益事業です。様々な困難を抱えながらも自立に向けて歩み始める方々に、新たな支え合いによる「あんしん支援」をお届けするため、支援に必要な資源づくりに取り組みます。

構成:長野県社会福祉協議会及び趣旨に賛同する県内市町村社会福祉協議会

目的:既存の制度やサービスでは対応できない福祉ニーズの解決のための事業を企画・実施します。

方法:加入社協の協議により事業を企画し、財源を出し合って実施します。

あんしん創造ねっと事務局:長野県社会福祉協議会 TEL 026-228-4244

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度 申請等の状況について

健康福祉部地域福祉課

1 利用証の対象者

障がい者、難病患者、要介護高齢者、妊娠婦、けが人などで歩行が困難または歩行に介助等が必要な方

（平成30年3月末現在の申請者数）

区分	申請者数	(内訳)	
		車いす 使用あり	車いす 使用なし
身体障がい者	9,984	2,862	7,122
知的・精神・発達 障がい者	905	102	803
難病患者	335	92	243
要介護高齢者	706	416	290
妊娠婦	4,450	1	4,449
その他けが 又は病気等	299	79	220
計	16,679	3,552	13,127

2 利用できる駐車場

この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車区画で利用できます。
協力施設は、県ホームページに掲載します。

（平成30年3月末現在の協力施設数）

協力施設数	協力区画数	(内訳)	
		車いす使用者 優先（幅広）	障がい者等 優先（通常幅）
913	3,171	1,910	1,261

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

H30.3末現在

圏域別 申請等の状況

圏域名	利用証 申請者数	協力 施設数	協力 区画数	車いす使用 優先（幅広）	障がい者等 優先（通常幅）
佐 久	1,090	109	488	308	180
上 小	1,478	126	394	234	160
諏 訪	926	93	334	193	141
上伊那	880	34	127	83	44
飯 伊	841	69	221	120	101
木 曽	88	14	30	12	18
松 本	6,318	258	822	519	303
大 北	296	28	89	55	34
長 野	4,331	153	556	311	245
北 信	419	29	110	75	35
県外	12				
合 計	16,679	913	3,171	1,910	1,261

第2次長野県特別支援教育推進計画【概要版】

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

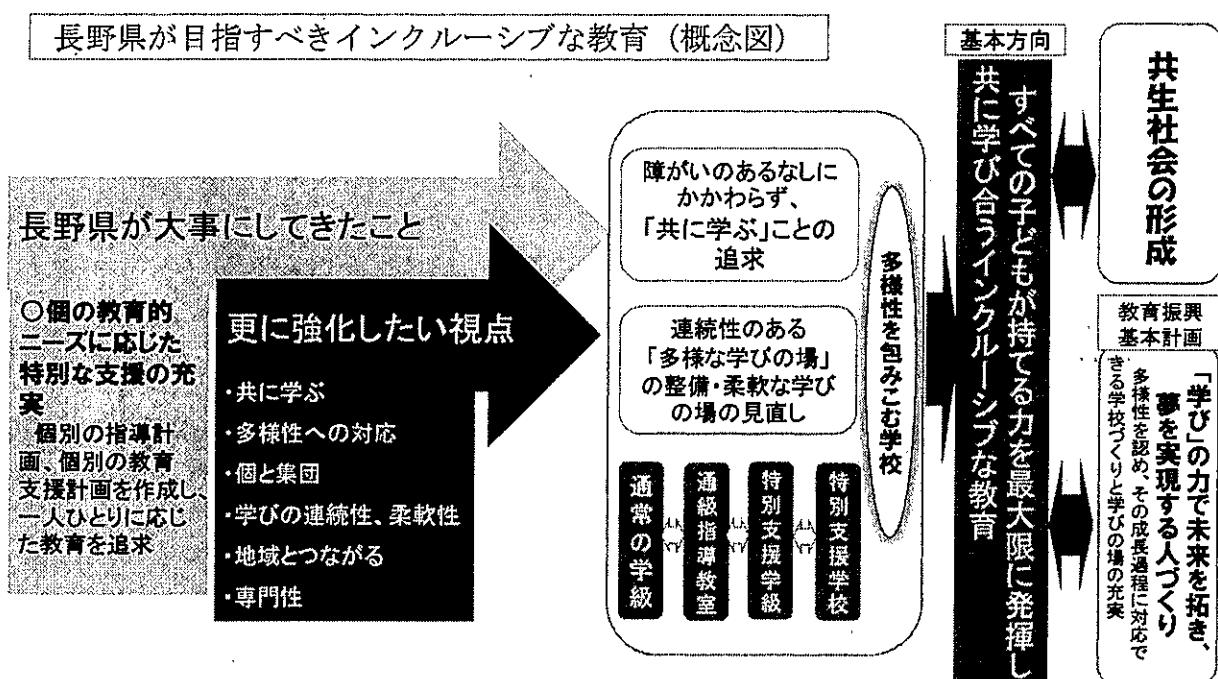
計画策定の趣旨

本県における特別支援教育のさらなる充実を図るため、目指すべき特別支援教育の基本方向を示す。

計画の位置づけ・計画の期間

「第3次長野県教育振興基本計画」の個別計画として策定し、およそ10年後を見据えた2018年度～2022年度までの5年間の計画。

基本方向



「すべての子どもが持てる力を最大限に發揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とは、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育です。

計画のポイント

- 小・中学校における特別支援教育の充実
 - ～すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化～
- 高校における特別支援教育の充実
 - ～多様な教育的ニーズに応える学びの保障～
- 特別支援学校における教育の充実
 - ～インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築～
- 地域連携・教育支援の充実
 - ～生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制～

主な推進の方向

I 小・中学校における特別支援教育の充実

すべての児童生徒の学びと生活を支えるチーム支援体制の強化

- 1 多様性を包みこみ、すべての児童生徒が安心して学べる学級づくり
多様な児童生徒が力を發揮できるための通常学級の充実（「信州型ユニバーサルデザイン」の推進）、特別支援教育支援員の効果的活用支援、発達障がいに対する支援の充実、交流及び共同学習の推進
- 2 必要に応じて適切な支援が受けられる「連続性のある多様な学びの場」の整備
LD等通級指導教室の拡充、特別支援学級の充実、校内教育支援委員会の機能向上、入院児童生徒等への教育保障体制の充実
- 3 学校全体がチームで支援していくための体制づくり
特別支援教育に関する「学校解決力」を高めるための体制づくり、地域の関係機関との連携の促進

II 高校における特別支援教育の充実

多様な教育的ニーズに応える学びの保障

- 1 特別支援教育に係る専門性の向上
すべての教員の特別支援教育に係る理解と支援力の向上、特別支援教育に関する「学校解決力」の向上
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備
中学校から高校に進学する支援を必要とする生徒の情報と支援の確実な引継ぎ
高校における「通級による指導」の着実な展開
特別支援学校分教室との互いの専門性を活用した教育活動の充実
- 3 卒業後を見据えた進路先や外部機関との連携の強化

III 特別支援学校における教育の充実

インクルーシブな教育を支える特別支援教育の拠点としての機能の再構築

- 1 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備
これから特別支援学校のあり方検討、特別支援学校中長期修繕・改修計画の策定
- 2 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化
自立活動等のさらなる充実と担当教員の拡充・専門性の向上、外部人材の配置・活用
- 3 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実
生徒が希望する進路を実現できる支援の充実、地域と連携したキャリア教育の充実、高等部における教育活動の充実、生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実
- 4 インクルーシブな教育を支えるセンター的機能
小・中・高校の「学校解決力」を高めるための機能の構築、早期支援の充実

IV 地域連携・教育支援の充実

生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

- 1 ライフステージに応じた支援の充実
早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組
乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供
医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化
ライフステージ間の切れ目ない支援の強化
- 2 就学相談・教育支援の機能強化支援
教育的ニーズに最も適した就学先の決定を支える取組、
学びのフォローアップ（柔軟な学びの場の見直し）の促進
- 3 共生社会の実現に向けた理解啓発の促進
地域とのつながりの中で互いを知り、「共に育つ」機会の促進
生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実

IV 地域連携・教育支援の充実

生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制

1 ライフステージに応じた支援の充実

【目指す姿】

- どのライフステージにおいても、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関が保護者や本人の伴走者となり、相談や連携を通して支え続けている。
- 幼児教育から「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」が作成され、就学、進学、就労先へと必要とする支援情報が引き継がれ、切れ目なく適切な支援を受けることができる。

【現状と課題】

- 乳幼児健診では、早期アセスメントの導入により（平成29年60/77市町村）、発達障がい等の早期発見が進められ、保護者は保健師や臨床心理士との相談を早期から受けられるようになってきている。保育士等の専門職のスキルアップを図るとともに、それらの支援情報を幼児教育、さらには就学先へ引き継ぎ、共有しながら支援に生かしていく必要がある。
- 保護者がいつでもすぐに相談できるよう、保護者の思いに寄り添い、身近に相談できる窓口が必要であり、子どもも含めた家族の自立につながる支援が求められている。
- 発達障がい等支援が必要な子どもへの支援が効果的に行えるよう、医療、福祉、教育、労働等、関係する支援者が支援情報を共有し、それぞれの専門性を生かして支援していく必要がある。
- 発達障がい等支援の必要な子どもが、各ライフステージに渡って持てる力を十分發揮するためには、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、乳幼児期から就学、進学、進路先へと支援情報が引き継がれていく必要がある。

取組の方向性と施策

(1) 早期アセスメントを保育や教育に生かし、集団の中での育ちにつなげる取組

- 市町村が実施する早期アセスメントやその後の療育支援が、保育や幼児教育等につながるようにするため、市町村体制整備研修会や特別支援教育推進員による市町村訪問等を通して、「わたしの成長・発達手帳（例）※1」の利用や幼稚園・保育所段階からの「個別の（教育）支援計画」「個別の指導計画」の作成の意義を伝え、保育や教育に支援情報を生かしていく取組の普及を図ります。

※1 障がい者である本人と家族とで、成長と発達を確かめながら暮らしていくように、また、必要に応じて支援者と相談するときに役立てられるよう成長の情報を記録した手帳。

- 就学につながる幼児期から適切な支援を受けられるようにするため、保育専門相談員※1への支援、保育士等を対象とした特別支援教育に係る研修の機会の提供等を行い、多様性を認め合える保育や幼児教育の推進を支援します。
- 幼児教育の拠点となる「信州幼児教育支援センター（仮）」の設置に向けて、関係課と連携し特別支援教育に係る支援機能の充実を図ります。

(2) 乳幼児期の特別支援教育等に関する相談・情報提供

- 乳幼児から就学に向けて相談に関わるすべての支援者が、早期から保護者の思いに寄り添いつつ、保護者に就学先の決定や就学後の支援についての見通しを伝えることができるようになりますため、就学相談のプロセスを示す就学相談リーフレットの配布と利用・相談窓口の周知等、情報提供を推進します。
- 「信州幼児教育支援センター（仮）」と連携し、教育相談の充実を図るとともに、相談内容と具体的な支援について市町村教育委員会や関係部署で共有する仕組みについて検討します。

(3) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化

- 関係機関が地域の中で円滑に連絡し合えるようにするために、特別支援教育コーディネーターと「マネジメントリーダー」が連携し、特別支援教育コーディネーター連絡会を通して、身近な地域でのネットワークの構築を図り、活用を進めます。
- 圏域ごとの自立支援協議会療育部会等と特別支援教育コーディネーター連絡会との合同開催等、地域において、医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の連携を進める体制づくりがさらに進むために、県自立支援協議会や特別支援教育連携協議会等においても地域における連携体制のあり方について検討します。

(4) ライフステージ間の切れ目ない支援の強化

- 乳幼児期から進路先まで切れ目ない支援の充実に向け、「個別の（教育）支援計画」や「個別の指導計画」等の様式や作成・活用方法を、教育課程手引書の内容に盛り込み周知する、市町村における情報管理一元化の先行事例について市町村教育委員会を対象とする研修会で紹介する等、切れ目なく支援情報を接続する取組について発信します。

※1 保育所訪問を通して保育士等の研修の機会を確保し、職員同士が主体的に学び合えるよう、保育士等に対する相談・助言を行う。

平成30年度 特別支援教育 主要事業

特別支援教育課

特別支援教育充実事業

○ 拡 社会自立支援担当教員等の増員

〈目的〉 特別支援学校における障がい特性に応じた専門的な教育の充実及びセンター的機能の充実
〈事業内容〉 進路指導主事 16人、高校巡回支援担当 2人、寄宿舎指導員 2人を増員

自立活動の教育を充実させる専門職員の配置・活用

〈目的〉 障がいの重度・重複化、多様化に応じた特別支援学校の専門性の向上
〈事業内容〉 P T、O T、S Tや大学教授等の外部専門家の活用、自立活動介護支援員の配置（20人）

○ 新 特別支援学校就労支援総合事業

〈目的〉 一般就労を希望している特別支援学校高等部生徒の就労率の向上
〈事業内容〉 ・特別支援教育技能検定を 11校に拡充して実施
　　・特別支援学校に就労コーディネーターを 1人増員（計 5人）

○ 拡 小中学校における L D 等通級指導教室担当教員の増員【39教室→50教室】

〈目的〉 発達障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育対応の充実
〈事業内容〉 ・小学校においては巡回支援や人材育成のために複数配置（6人）
　　・中学校においては未設置地域へ配置拡充（5人）

○ 新 高等学校における L D 等通級指導教室の設置【2教室】

〈目的〉 発達障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた教育対応の充実
〈事業内容〉 ・東北信、中南信それぞれ各 1校に配置し、一部特別な支援を必要とする生徒への個別指導の実施と校内体制の整備を進める。（2人）

特別支援学校のセンター的機能による小中学校への巡回相談支援

〈目的〉 小中学校における特別支援教育にかかる専門性の向上
〈事業内容〉 自立活動担当教員による継続的な巡回支援、個別の指導計画に基づく指導・支援の充実

教育支援（就学相談）体制整備事業

〈目的〉 市町村教育委員会の就学相談及び、小中学校の校内就学相談に関する機能の更なる向上
〈事業内容〉 ・長野県教育支援委員会の開催（年 3回）
　　・市町村教育支援（就学相談）体制整備研修会及び、校内教育支援（就学相談）研修会の開催
　　・特別支援教育推進員による市町村及び幼稚園・保育所・小中学校に対する助言・支援（4人）
　　・「教育支援リーフレット」の周知と活用

特別支援教育連携協議会の開催

〈目的〉 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する特別支援教育の充実を図る。
〈事業内容〉 第 2期「特別支援教育推進計画」のもと、今後の各特別支援学校のあり方を明らかにするための特別支援教育連携協議会の開催（年 4回）

発達障がい児等総合支援事業

「発達障がい支援力アップ」出前研修

〈目的〉 幼保、小中高等学校教員等の発達障がいに関する基礎理解と支援力向上
〈事業内容〉 各学校、市町村教育委員会、校長会、等の要請に応じ、指導主事や専門性の高い教員等を派遣し、研修を実施

「高等学校特別支援教育研究会」開催事業

〈目的〉 高等学校における、発達障がいに係る新たな課題への対応と支援力向上
〈事業内容〉 発達障がいのある生徒の就労・進学支援、単位認定、学力検査など、新たに浮上してきた課題に関する研究会を実施（年 3回）

地域の中核となるコーディネーター養成研修事業

〈目的〉 地域の支援力向上や地域連携の充実を中核となって推進する人材の養成
〈事業内容〉 郡市校長会・特別支援学校校長会の推薦による地域の中核となるコーディネーター研修（2年）

障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育の充実

通常学級の連携体制の整備による支援力の向上

新 発達障がい者支援施策の実施方針

次世代サポート課

1 課題

県では、平成24年1月の「発達障害者支援のあり方検討会報告書」を踏まえ、発達障がいの早期発見・早期支援、ライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援体制の整備等を行ってきた。その結果、市町村の乳幼児期健診におけるM-CHAT導入率の増加や、発達障がいサポート・マネージャーの全圏域配置による支援者支援の実施など、一定の成果を挙げてきたが、一方で以下のような新たな課題もみえてきた。

- (1) 教員等の知識、対応力向上の必要性
- (2) 発達障がい者の自立・就業に対する更なる支援の必要性
- (3) 発達障がい者やその家族に対する周囲のフォロー、理解の不足
- (4) 発達障がいを診療できる医師の不足

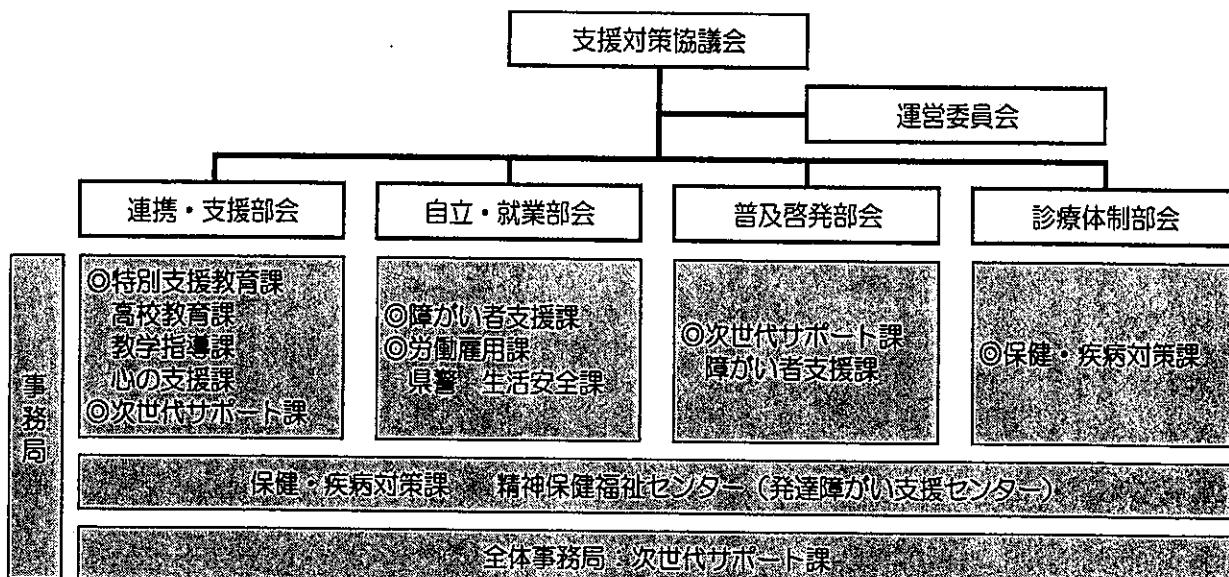
そこで、これらの課題に対応していくため、「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直すとともに、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していく必要がある。

2 新たな課題に対応していくための体制

「発達障害者支援のあり方検討会報告書」の枠組みを見直し、今後の支援体制を新たな課題に対応する形へと転換していくにあたり、現行の発達障がい者支援対策協議会の体制を新施策の協議にふさわしい体制へと刷新していく必要がある。

- (1) 共に教育委員会との関わりがある連携推進部会・支援力向上部会を統合する。
- (2) 新たに自立・就業支援を担当する部会を設立する。
- (3) 各部会の事務局を部会検討事項と最も関係が深い課にすることにより、部局横断的に施策の協議を行う。

【組織図】



3 新たな施策の柱

「発達障害者支援の方検討会報告書」では、「全般的な分野の専門家の配置」、「情報共有のための環境整備」、「専門的な支援技術の強化」、「社会の理解と協力を促すための普及啓発」、「発達障害診療の体制整備」の5つを施策の柱としてきた。

新体制においては、発達障がいサポート・マネージャーからの提言および発達障がい者支援対策協議会での委員意見を踏まえ、以下の4つを施策の柱とし、各部会で検討を深めていく。

①幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上

⇒連携・支援部会

②一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上

⇒自立・就業部会

③発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォローアップ体制の充実・理解の促進

⇒普及啓発部会

④専門医の確保等による診療体制の更なる充実

⇒診療体制部会

また、各部会の検討項目詳細は、下表のとおりとする。

【各部会の検討項目詳細】

部会名	検討項目
連携・支援部会	発達障がいサポート・マネージャー、学校等との連携強化、専門職の人材育成、放課後支援、保育士の発達障がい児への対応力向上研修 等
自立・就業部会	自立支援、就業支援（ジョブコーチ等）、就労支援研修会、司法・警察との連携 等
普及啓発部会	一般市民への普及啓発、基礎自治体（市町村）の相談窓口の基礎的理の向上、家族支援（ペアレント・トレーニング等）、ペアレント・メンター、わたしの成長・発達手帳の普及、発達障がい者サポーター養成講座の普及 等
診療体制部会	医療圏ごとの診療体制の確立、発達障がい専門医の確保、発達障がい診療医研修、子どものこころ診療ネットワーク事業 等

医療的ケア児への支援について

障がい者支援課

1 趣 旨

- 医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等（医療的ケア児）が増加しているため、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の関係機関等が連携し総合的な支援体制を構築する。
- また、医療的ケア児を支援する人材を養成する。

2 平成30年度事業の概要

目的	事業	内 容
連携体制の構築	連携推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none">・県及び10圏域毎に連携会議を設置・地域における連携ネットワークの形成・地域の実態、課題の把握、資源の顕在化 等
支援体制の整備	医療的ケア児コーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none">・個々の事情に応じた支援・地域資源の適切なコーディネート 等
	スーパーバイザーの設置	<ul style="list-style-type: none">・連携推進会議での専門的見地からの助言・コーディネーターへの支援 等
人材育成	医療的ケア児支援者コーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児の支援又はコーディネートに必要な知識・技術の習得の機会を提供

ヘルプマークの普及啓発について

長野県健康福祉部
障がい者支援課

【1 目的】

ヘルプマークの配布や周知を図ることにより、外見では分かりづらい、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が配慮を受けやすい環境づくりを推進する。

【2 ヘルプマークの概要】

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、周囲に知らせる事ができるマークとして、平成 24 年に東京都が作成、配布を開始した。

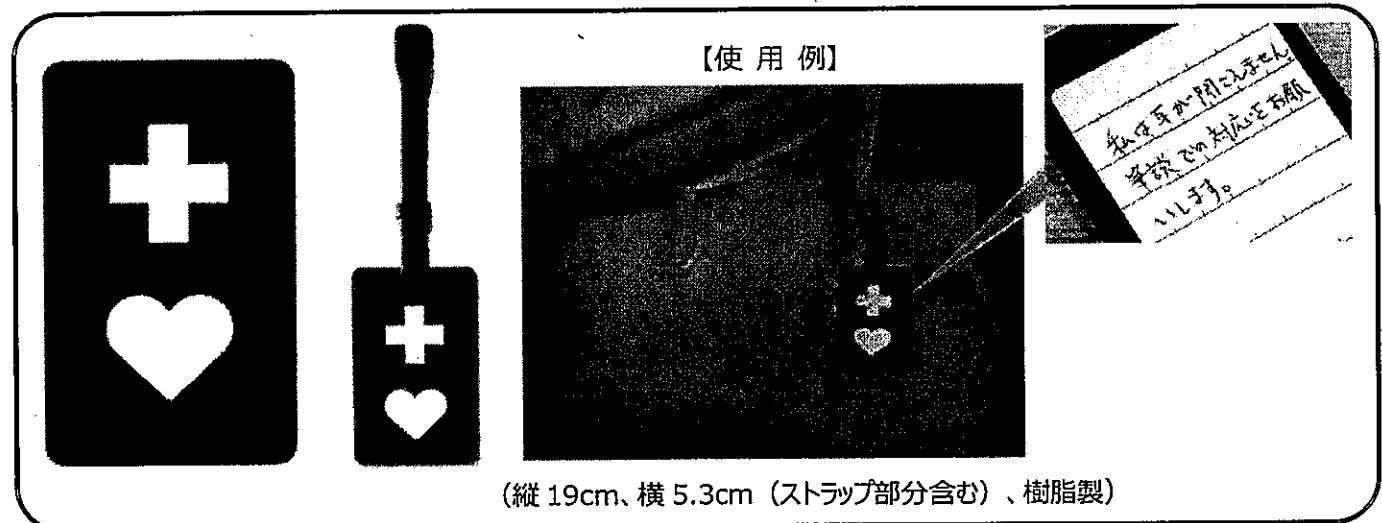
全国各地の自治体でヘルプマークの導入が進む中、東京都から JIS（日本工業規格）への制定について提案され、平成 29 年 7 月 20 日に官報で JIS 改正の公示がされた。

【3 ヘルプマークの配付】

県の現地機関（保健福祉事務所、精神保健福祉センター、総合リハビリテーションセンター）や市町村の窓口において、希望者に対してヘルプマークを配付する。

配付時期は、平成 30 年 7 月予定。

※ 本県で配布するヘルプマークは東京都と同様のもの。



【4 周知、啓発】

使用者がヘルプマークを使いやすい環境を整えるため、ポスター作成、チラシ作成等を行い、ヘルプマークの活用が想定される公共交通機関や病院等、事業者等との連携を密にした広報活動を行う。

【例：県内公共交通機関の駅、車両内中吊り、行政機関、医療機関等へのポスター掲示】

【5 信州あいサポート運動との連携について】

本事業と「信州あいサポート運動推進事業」を障がい者理解を促進する両輪と捉え、「受け手」と「支え手」による理解の好循環が生まれるよう、両運動連携して推進していく。

平成30年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催場所
11月	20日(火)	13:30 ～ 16:00	県庁
3月	19日(火)	13:30 ～ 16:00	県庁

平成30年度 GH連絡会

開催月	開催日	開催時間	開催場所
10月	9日(火)	13:30～15:00	長野県庁

平成30年度 長野県自立支援協議会フォーラム

開催月	開催日	開催時間	開催場所
11月	5日(月)	未定	長野県総合 教育センター

